

東海市公告第38号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更するため、当該都市計画の変更案を次のように公衆の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画の変更案について、東海市に意見書を提出することができる。

令和8年2月18日

東海市長 花 田 勝 重

1 都市計画の種類及び名称

知多都市計画中新田地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

東海市東海町六丁目及び七丁目の各一部

3 縦覧場所

東海市中央町一丁目1番地

東海市役所都市建設部都市計画課（4階）

4 縦覧期間

令和8年2月18日（水）から同年3月4日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 縦覧時間

午前9時から午後4時まで